

営繕工事における情報共有システム実施要領

（目的）

第1条 この要領は、建設現場における生産性の向上を推進するための取組みの一環として、茨城県土木部が発注する営繕工事において情報共有システムを実施するにあたり、必要な事項を定めるものである。

（用語の定義）

第2条 実施要領において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

（1）情報共有システム

ICT（情報通信技術）を活用し、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいい、本県ではASP（アプリケーション・サービス・プロバイダ）方式（※1）によるものとする。

※1「ASP方式」とは、インターネット経由でアプリケーションを提供する方式をいう。

（2）受注者

発注者と各種工事情報を相互に交換する立場にある現場代理人を主に指す。なお、主任（監理）技術者などの関係者も各種工事情報の共有が可能である。

（3）発注者

受注者と各種工事情報を相互に交換する立場にある監督員（総括監督員、主任監督員、監督員）を主に指す。なお、検査員や発注担当職員等の関係者も各種工事情報の共有が可能である。

（4）工事帳票

公共建築（改修）工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）で定義する「書面」を指す。具体的には、「指示」、「承諾」、「協議」、「提出」、「報告」、「通知」の行為に必要な工事帳票及びその添付資料のことをいう。なお、紙と同等の原本性を担保するため、施工中においては工事帳票の変更履歴を記録し、工事完成後においては、情報共有システムから電子データを移管しても受発注者の押印・署名と同等の記録が各工事帳票に記録される必要がある。

（情報共有システムの対象工事）

第3条 茨城県土木部が発注する営繕工事は原則として対象とする。

2 1項の規定に基づき、発注する工事は、特記仕様書にその旨を明示する。

3 本要領の適用日時点で発注済（契約済を含む）の案件についても、受発注者協議により対象工事とすることができるものとする。

(情報共有システムの機能要件)

第4条 使用できる情報共有システムは、国土交通省大臣官房官庁営繕部の「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 2019 年版 営繕工事編」(以下「機能要求」という。)を満たすものとする。使用するシステムの決定については、機能要求を満たすシステムから受発注者協議により決定する。

なお、茨城県土木部営繕課では、令和5年度から令和6年度までの期間において、使用するシステムの推奨事業者を(株)現場サポートとしている。ただし、機能要求を満たすシステムであれば、推奨事業者以外が提供する情報共有システムの使用を妨げるものではない。

2 発注者及び受注者は、情報共有システムにおいて奨励される機器動作環境やネットワーク環境について確認を行い、利用開始までに利用可能環境を用意するものとする。

(対象とする工事帳票)

第5条 情報共有システムで対象とする工事帳票は、別紙1 情報共有システム対象書類一覧表のとおりとする。別紙1の取り扱いを変更とする場合は、受発注者協議により決定するものとする。

なお、茨城県様式が定められている工事帳票がシステムで作成できない場合は、国土交通省が定める様式を準用することとする。

(対象とする工事帳票の決裁)

第6条 対象とする工事帳票の決裁は、情報共有システム上で行うことができるものとする。

(セキュリティ関係)

第7条 受発注者は、情報漏洩防止等の観点から以下の項目の管理を徹底すること。

- ① ID・パスワードの管理の徹底
- ② ウィルス対策の徹底
- ③ 個人情報等機密情報の管理徹底
- ④ 工事関係データの管理徹底(定期的なバックアップなど)
- ⑤ その他情報セキュリティに関する基準、法令等の遵守

(検査)

第8条 情報共有システムで処理を行った工事帳票は電子データでの工事完成(中間)検査の実施を基本とする。

(情報共有システムで処理を行った工事帳票の電子データの納品)

第9条 情報共有システムで処理を行った工事帳票一式は、工事完成時に電子媒体（ＣＤ－Ｒ等）で納品する。なお、紙媒体での納品は原則として行わないこと。

（情報共有システム利用に係る経費）

第10条 発注時の予定価格算定にあたっては、情報共有システム利用料を共通仮設費に積上げ計上（現場管理費率及び一般管理費等率の計上は対象外）することとする。

（その他）

第11条 本要領に定めがない事項に関しては、受発注者協議により定めるものとする。

附則

この要領は、令和5年7月1日以降に起工する工事に適用する。